届出チェックリスト

店舗名

全ての項目にチェックが入る店舗のみ、届出を行うことができます。

Ｑ１　届出の対象になる店舗ですか？

* 店内でたばこを吸える店舗にしたい

※店舗の屋外に喫煙所を設置する場合は、届出は不要です。

* 2020年４月１日時点で営業している飲食店である
* 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下である
* 客席部分の床面積が100㎡以下である

Ｑ２　2020年４月１日から受動喫煙対策が実施可能ですか？

* 届出後に交付する喫煙エリアを示す標識を掲示する
* 喫煙エリアへの未成年（従業員を含む）の立入を禁止する
* 広告又は宣伝をするときには喫煙エリアがあることを表示する
* 建物の一部を喫煙エリアにする場合、禁煙エリアにたばこの煙が流れない

【届出をしても法律違反になる例】

・店舗から、エレベーター等の共有部分や

　他の階にある別店舗にたばこの煙が流れている

・店舗から、通路等の共有部分や隣の

　店舗等にたばこの煙が流れている

飲食店３

３階：飲食店３

通路等

飲食店２

EV

２階：飲食店２

飲食店１

１階：飲食店１

たばこの煙

たばこの煙